

## 仕様書〈別紙〉

### (1) 日常清掃

#### ① 日常清掃の作業時間等

日常清掃の作業は、土日祝・年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日週3日とする。

作業可能時間は開館日の月曜から金曜日の午前9時から午後5時までとし、執務の妨げや来館者等に支障のないよう努めること。

ただし、必要があるときは、甲の施設管理担当者の承認を得て変更できるものとする。

#### ② 建物内共有部分【玄関・玄関(EV)ホール・エレベーター内・廊下・階段・トイレ（洗面所・湯沸室）及び【5階会議室・4階ほほえみサロン・準備室・3階ボランティアセンター・ボランティア活動ルーム（以下「会議室等」という。）】並びに【建物の敷地内（駐輪場・駐車場・建物出入口周辺）及び敷地との境界付近の歩道等（以下「建物の敷地等」という。）】の清掃を行うこと。

「建物内共用部分」、「会議室等」及び「建物の敷地等」の清掃については、常時、清潔と美観に万全の注意を払い、次のとおり実施するものとする。

#### 「建物内共用部分」

- ア 建物玄関及び施設入口のガラス、金属部分の清拭を行い、汚れが著しい場合は適切な洗剤等を用いて艶出しをすること。
- イ 床面は、ダストモップ等で除塵した後、モップ等で水拭き清拭をする。汚れが著しい場合は、適切な洗剤等を用いて汚れを除去する。
- ウ 廊下、階段の手すり等は、居住用洗剤又は清水で拭くこと。
- エ 湯沸室内の流し台の汚染した箇所は、磨き粉又は石鹼水で除去し、排水パイプのつまりや悪臭がでないよう、常に汚物を取り除き清潔に保つこと。
- オ ゴミ箱内のゴミ等を集積したゴミは、ゴミ置き場に整理整頓の上取り置くこと。
- カ 便所（洗面所）の床面及び腰面は、ウエットモップ等で清拭し、汚染箇所は必要に応じて洗剤等を用いて汚れを完全に除去すること。
- キ 便所（洗面所）の陶器は、磨き粉又は石鹼水で洗浄し、汚染箇所及び汚物等があるときは完全に除去し、清浄又は消毒をすること。  
また、定期的に巡回点検し同様の措置をし、常に清潔を保つようにすること。
- ク 便所（洗面所）に備え付けの水石鹼・消毒用アルコール・トイレットペーパー及びペーパータオルは、常時不足がないよう補給すること。
- ケ 紙屑等ゴミについては、定期的に巡回を行い除去すること。また、集積したゴミは、ゴミ袋に入れゴミ置き場に整理整頓の上取り置くこと。

### 「会議室等」

- ア 会議室については、掃除機にて吸塵若しくは、粘着ローラー等を用いて、除塵すること。
- イ 紙屑等ゴミについては、定期的に巡回を行い除去すること。また、集積したゴミはゴミ袋に入れゴミ置き場に整理整頓の上取り置くこと。

### 「建物の敷地等」

- ア 建物の敷地等は、美観を損なわないように、ゴミの拾い掃きを行うこと。集積したゴミは、ゴミ袋に入れゴミ置き場に整理整頓の上取り置くこと。
- イ 樹木の落葉処理等必要に応じ実施すること。

## (2) 定期清掃業務（年1回）

定期清掃は次の各号に定める作業を作業実施計画書に基づき、甲の業務に支障のない日に実施する。

- ア ビニールシート床面については専用の床洗浄機（ポリッシャー）を用いて洗浄し、乾燥後床材に適合した良質のワックスを塗布する。
- イ タイル・石材床面については専用の床洗浄機（ポリッシャー）を用いて洗浄し、モップ等で水拭き仕上げとする。
- ウ フローリング床面については、洗浄し乾燥後床材に適合した良質のワックス塗布仕上げとする。
- エ カーペット床面については真空掃除機により除塵したのち、専用のカーペット洗浄機を用いてシャンプークリーニングを行う。
- オ 外周ガラス面については内外面とも洗剤を塗布したのち、ウインドスクイージーにて清拭する。窓枠については、必要に応じて水洗いを行う。

### 経費の負担

- ア 業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、甲の負担とする。
- イ トイレットペーパー・ペーパータオル・手洗い石鹼液・消毒用アルコール液・ゴミ袋は甲が支給する。
- ウ 上記ア・イ以外の清掃にかかる資材・機材等経費は、すべて乙の負担とする。